# 広島法務局 人権相談所

### 【所在地】

〒 730-8536 中区上八丁堀 6 - 30 合同庁舎 3 号館 4 階 広島法務局 人権擁護部(人権相談に関すること)

みんなの人権 110番 電話 0570-003-110

※ 最寄の法務局につながります。

子どもの人権 110番 電話 0120-007-110

女性の人権ホットライン 電話 0570-070-810

※ I P電話からは接続できない場合があります。その場合は、電話 082-228-5792 におかけください。

#### 【広島法務局ホームページ】

https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/

### 【広島法務局ホームページ人権擁護事務に関するページ】

https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/category\_00009.html 【相談日時】

月〜金曜日(祝・休日は休み)午前8時30分〜午後5時15分 【相談業務内容】

- ○近隣との争いごと ○子どもや高齢者の虐待 ○いじめや体罰
- ○押しつけや嫌がらせ ○結婚や就職時の不当な差別
- ○国籍による差別 ○部落差別
- ○結婚・離婚の強要、妨害
- ○名誉、信用を傷つけられたとき
- ○セクシュアルハラスメント
- ○インターネットを悪用した人 権侵害
- ○その他人権を侵害されたとき などについて相談を受けてい ます。

## 【相談料】

無料

# 【相談方法】

電話又は直接来所。来所の際は、できるだけ事前の予約をお願いします。



# 日本司法支援センター広島地方事務所(法テラス広島)

## 【所在地】

〒730-0013 中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1階

電話 0570-078352 (ナビダイヤル)

電話 0503383-5485 (IP 電話)

ホームページアドレス https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/hiroshima

### 【業務日時】

月〜金曜日 午前 9 時〜午後 5 時(土・日・祝日、年末年始を除く) (情報提供については、午後 4 時まで)

#### 【業務内容】

#### (1)情報提供業務

法的トラブルの解決に役立つ情報や、国、地方公共団体、各種相談機関、弁護士・司法書士等の各種 士業団体の相談窓口の情報を無料で提供します。

## (2)民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、事前の予約により、無料で法律相談を行い、また、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行います。援助にあたっては収入などの要件があります。 他に認知機能が十分でなく、周囲に親族などの支援者がいない方に対し、特定援助機関からの申 し込みにより、弁護士等による出張相談を行っています(但し、収入の多い方は相談料負担あり。)。

#### (3)犯罪被害者支援業務

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族に対し、刑事手続等法制度の紹介や、犯罪被害者支援団体等 に関する情報提供をします。また、犯罪被害者等の支援に経験や理解のある弁護士を紹介します。

他に、特定侵害行為(DV、ストーカー、児童虐待)を現に受けている疑いがある方に、被害防止に関して必要な法律相談を実施する業務を行っています(但し、収入の多い方は相談料負担あり。)。

### (4)国選弁護等関連業務

刑事訴訟手続において、被疑者・被告人が貧困などの理由で私選弁護人を選任することができない場合に裁判所(国)が選任する弁護人が国選弁護人です。法テラスでは裁判所の求めに応じ、弁護士の中から国選弁護人候補を指名し、裁判所に対して通知する業務等を行っています。

### 【相談方法】

電話または直接来所してください(法律相談は予約制)。

# 【その他】

情報提供業務 法テラス・サポートダイヤル 電話 0570-078374 受付時間 月~金曜日午前 9 時~午後 9 時 土曜日午前 9 時~午後 5 時 犯罪被害者支援ダイヤル 電話 0120-079714

受付時間 月~金曜日午前9時~午後9時 土曜日午前9時~午後5時

# リーガル・サービス・センター

### 【所在地】

〒730-0053 中区東千田町1-1-89

広島大学東千田キャンパス内東千田総合校舎1階 広島大学大学院人間社会科学研究科附属リーガル・サービス・センター

電話 082-542-7035

ホームページアドレス https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/lsc

#### 【相談業務内容】

- ●民事事件についての無料法律相談を、毎週1回木曜日に行っています。
- ●一般民事事件
  - (例)・マンション購入のトラブルについて相談したい
    - ・子供の親権や養育費について教えてほしい
    - お給料を支払ってもらえない…こんな時どうすればよいか? など

#### 【相談日時】

毎月第1、3 木曜日 午後1時~午後4時 毎月第2、4 木曜日 午後4時30分~午後7時30分 ※祝日を除く

### 【相談員】

弁護士 (広島弁護士会所属)

# 【相談時間】

お一人につき、30分まで。

# 【相談料】

無料

# 【相談方法】

前日までに電話でお申込みください。

《電話番号》082-542-7035 《受付時間》午前10時~午後4時30分(月~金) ※土日祝、大学の一斉休暇はお休みです。(相談日はホームページをご確認ください)

※定員(1相談日6名)に達した時点で締め切ります。

# 【必ずお読みください】

※法科大学院における臨床法学教育のため、相談を希望される 方の同意をいただいた上で、学生の法律相談への同席(学生 には守秘義務を課しております。)及び相談事例を匿名化した 上で、法科大学院の授業のための教材にすることがあります。

# 広島市消費生活センター

## 【所在地】

〒730-0011 中区基町6-27 アクア広島センター街8階

電話 082-225-3300

ホームページアドレス https://www.city.hiroshima.lg.jp (広島市ホームページ)

### 【相談日時】

午前10時~午後7時

休館日 火曜日、12月29日~1月3日

### 【相談業務内容】

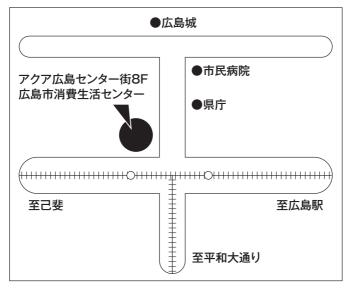
- (1) 消費生活に関する苦情・相談などをお聴きし、解決のためのお手伝いをします。
- (2) 多重債務でお困りの方もご相談ください。
- (3) 消費生活上の一般知識のお問い合わせにもお答えします。

#### 【相談料】

無料

# 【相談方法】

電話・文書又は来所してください。



# 広島県生活センター

### 【所在地】

〒730-8511 中区基町10-52 県農林庁舎1階

電話 県民相談電話 082-223-8811

消費生活相談電話 082-223-6111 FAX 082-223-6121 ホームページアドレス https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/

#### 【相談日時】

月〜金曜日(祝日・年末年始を除く。) 午前9時〜午後5時 ※弁護士相談 火・金曜日午後1時〜午後2時30分 (事前に、相談員への相談が必要)

### 【相談業務内容】

- ○県民相談(県行政に係る相談及び民事・家事相談、交通事故相談)
- ○消費生活相談(商品・サービス契約等についての相談)

## 【相談料】

無料

#### 【相談方法】

電話、又は直接来所してください。なお、関係する資料等があれば持参してください。

- ※ご来所の場合は、午後4時頃までにお越しください。
- ※メールでの相談も受け付けています。ご相談は県ホームページから。

広島県 消費者トラブルメール相談 検索

※県民相談についてはオンライン相談も受け付けています。

# 【生活情報サロン】

月~金曜日 午前9時~午後5時(祝日・年末年始は除く。) 図書・資料コーナーなど。パネルやビデオの貸出も行っています。



# 悪質商法相談電話

## 【所在地】

〒 730-0825 中区光南二丁目 26 番 3 号 広島県警察本部 生活環境課 電話 082-221-4194 (専用)

## 【相談日時】

月〜金曜日 午前8時30分〜午後5時15分 (祝日、年末年始及び上記以外の時間帯は、担当者以外が対応する 場合があります。)

## 【相談業務内容】

悪質商法被害相談

## 【相談料】

無 料

# 【相談方法】

電話してください。

# 中国経済産業局 消費者相談室

### 【所在地】

〒 730-8531 中区上八丁堀 6 - 30 広島合同庁舎 2 号館 3 階 電話 082-224-5673 FAX 082-224-5644 ホームページアドレス

http://www.chugoku.meti.go.jp/consumer/shoukei/right\_new.htm

### 【相談日時】

月~金曜日(祝祭日・年末年始を除く)午前9時~午後0時、午後1時~4時

## 【相談業務内容】

経済産業省所管の商品及びサービス等、消費生活に関する消費者からのご相談を受け付けています。

例 商品やサービスの契約、取引、販売方法に関すること

#### 【相談料】

無 料

#### 【相談方法】

電話、FAX、郵便、メール(メールはホームページに掲載している「消費者相談受付フォーム」に入力の上送信。)により相談を受け付けています。

すべて電話にて回答しますので、上記相談日時に連絡の取れる電 話番号を記載してください。

なお、電話でのご相談が困難な場合は、個別にご相談に応じます ので、消費者相談をお申し込みの際にお申し出ください。

#### 【その他】

- 1. 消費者と事業者との間の個別トラブルにつきましては、お話しを伺った上で、論点の整理などアドバイスや助言をさせていただきます。あっせん・仲介をご希望の場合は、対応可能な、お近くの窓口等をご案内いたします。
- 2. ご相談の内容については、相談者等の個人情報の保護に十分に 配慮した上で、消費者安全法に基づく消費者事故等として消費 者庁に通知することがあります。予めご了承ください。

# 独立行政法人 自動車事故対策機構

#### 【所在地】

〒 733-0036 西区観音新町二丁目 4 - 25 第一菱興ビル 1 階 電話 082-297-2255 FAX 082-297-2251 ホームページアドレス http://www.nasya.go.jp/

#### 【相談日時】

月~金曜日、第1・第3土曜日、午前8時30分~午後5時15分 (祝日及び第1・第3土曜日の翌週の月曜日、土曜日(第1・第3以外)を休業します。)

#### 【相談業務内容】

**自動車事故による**被害者の保護の増進を目的に、次のような相談に応じています。

(1) 重度後遺障害者介護料の支給

「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害を持つため、 日常生活動作について「常時」又は「随時」の介護が必要となっ た方に支給しています。

・介護料支給額 特1種月額定額 85,310 円 (上限額 211,530 円) I 種 月額定額 72,990 円 (上限額 166,950 円) II 種 月額定額 36,500 円 (上限額 83,480 円)

- ・支給期間 申請書を受理した月から介護料を支給すべき事由が 消滅する月まで。
- (2) 交通遺児等貸付(無利子)

交通遺児及び重度の後遺障害が残った人のお子さん(0歳から中学 卒業まで)に対して生活資金、入学支度金をお貸しします。

ア 一時金155,000 円 イ 毎月 10,000 円又は20,000 円の選択制ウ 入学支度金44,000 円

- (3) 後遺障害保険金又は共済金の一部立替貸付(無利子) 後遺障害が残る場合、その後遺障害について自賠責保険金の支払を 請求できる人に対してお貸しします。
- (4) 保障金の一部立替貸付(無利子) ひき逃げ事故又は無保険車や盗難車が原因の事故による被害者で、 保障金を請求できる人に対してお貸しします。
- (5) 不履行判決等貸付 (無利子) 確定判決、執行証書、その他の損害賠償についての債務を得ていなが ら、その弁済を受けることができないでいる人に対してお貸しします。

#### 【相談料】

無料

#### 【相談方法】

電話又は直接来所ください。

# 広島主管支所案内図

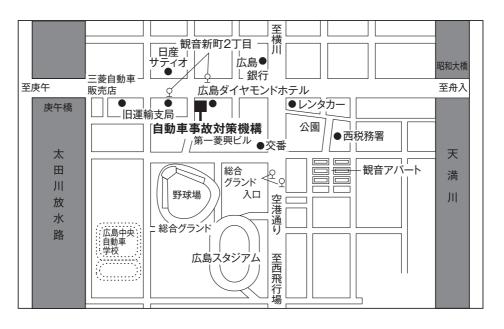
#### 【広島駅バスターミナル】

B ホーム(7)番

アルパーク行(広島バス)に乗車(約40分)、観音新町2丁目(バス停)で下車し、徒歩3分

A ホーム④番

観音マリーナホップ行(広電バス)に乗車(約40分)、西税務署入口(バス停)で下車し、徒歩3分



# 公益財団法人 日弁連 交通事故相談センター

## 【所在地】

〒730-8501 中区基町6-27 そごう新館6階 電話 082-225-1600 ホームページアドレス http://www.n-tacc.or.jp

#### 【相談日時】

毎日 午前10時10分~午後4時25分 (日曜日・祝日も開所しています)

### 【相談業務内容】

交通事故に伴う法律的な問題について、次のような相談を受けています。

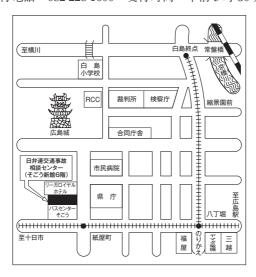
- (1) 損害の請求金額
- (2) 損害の請求方法
- (3) 賠償責任(過失の度合) (4) 賠償責任者の認定
- (5) 示談の仕方と知識
- (6) 自賠責保険関係
- (7) その他交通事故についての一切の法律相談(刑事処分・行政 **処分の相談はできません。**)

#### 【相談料】

原則無料

## 【相談方法】

電話で予約をしてください。(1週間前から受付) 予約受付電話 082-225-1600 受付時間 午前 9 時 30 分~午後 4 時



# 広島県警察本部

### 【所在地】

〒 730-8507 中区基町 9 - 42 代表電話 082-228-0110

#### 【相談日時】

月〜金曜日 午前8時30分〜午後5時15分 (祝、休日、12月29日〜1月3日及び上記以外の時間は、担当者以 外が対応する場合があります。)

## 【相談業務内容】

犯罪被害、暴力団関係、少年問題、交通事故被害等の警察業務 に関連した相談について(相談内容によって担当部署を御案内し ます。)

#### 【相談料】

無料

# 【相談方法】

電話又は直接来庁してください。

# 【その他】

警察業務について総合的な相談窓口は

- ・警察安全相談電話 携帯電話・プッシュ回線は、局番なしの[#9110]
- ・各警察署でも警察安全相談を受けられます。
- ・緊急性のある事件・事故等の場合は110番

# 広島市暴力被害相談センター

# 【所在地】

〒 730-8586 中区国泰寺町一丁目 6 - 34 市役所本庁舎 12 階 市民局市民安全推進課内 電話 082-504-2710 FAX 082-504-2712

## 【相談日時・相談業務内容】

相談名	日 時	相談業務内容
暴力被害相談	月~金曜日 午前8時30分~午後5時 (祝休日、8月6日、年末年始 12月29日~1月3日を除く)	暴力団などの介入や暴力絡みの ・債権の取立て ・工事の施工 ・不動産の売買 ・商品の販売 ・交通事故の示談 など ※区役所巡回相談は、相談員 が各区役所に出向いて相談 をお受けします。
暴力被害相談(区役所巡回相談)	各区役所 月1回(中区を除く) 午後1時~午後3時 ※詳しくは3~4ページの「暴力 被害相談」をご覧ください。	

# 【相談料】

無料

# 【相談方法】

電話又は直接来所してください。

(区役所巡回相談は、各区役所区政調整課(2ページ参照)に電話で予約をしてください。)

# 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター中国

## 【所在地】

〒 730-0036 中区袋町 3 - 17 シシンヨービル 12 階 電話 ナビダイヤル 0570-022808 (通話料有料) IP 電話からは以下の直通電話におかけください 直通電話 082-553-5201

### 【相談日時】

月~金曜日(祝日・休日および 12 月 30 日~ 1 月 4 日を除く) 午前 9 時 15 分~午後 5 時

#### 【相談業務内容】

損害保険に関する一般的なご相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社(注)とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援業務等を行っています。

(注)当協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限ります。

#### 【相談料】

無料

## 【相談方法】

電話または来訪。

※来訪相談は予約制です ので電話で事前予約の 上、来訪ください。

# 【アクセス方法】

広島電鉄宇品線電停 「本通 | 駅下車徒歩1分

